

部活動特別予算に関する規約

2020年12月

新居浜工業高等専門学校学生会総務局

(目的)

第1条 各部活動の活動に際し、通常の部活動費及び予備費では購入できない物品または実行できない諸活動に対し、その必要性と積極性を鑑みて資金援助するために、適切に部活動特別予算を割り振ることを目的とする。

(申請方法について)

第2条 前年度末に、学生会が部活動に対して当予算の概要について説明を行い、申請希望を募る。

第3条 申請希望に基づいて選考枠を決定する。選考枠は年度当たり10団体までとし、別途指定する手順に従って決定する。

第4条 新年度開始後、選考枠内の団体は【部活動特別予算申請書】を、所定の形式に従い記入したうえで、学生会に提出する。

第5条 申請には以下の条件を満たしていることを必須とする。

- (1) 申請団体は申請希望を募る時点で部活動である。
- (2) 1団体の申請額が最大30万円までである。
- (3) 申請物品の数は必要最低限の数量である。
- (4) 現状(申請に至った経緯、申請物品が無いことによる問題点等)と展望(物品購入によって見込める成果、問題点の解決策等)を申請書に明記している。

(選考について)

第6条 新年度開始後、前期学生大会までに申請団体立会いの下、部活動特別予算選考会を開催する。申請額の合計が部活動特別予算額に満たない場合は、選考会を省略し、各申請団体に所属していない学生会中央委員による審議で各団体についての承認・非承認を決定する。

第7条 選考方法は以下に定める。

- (1) 各申請団体代表者の立会いの下、書類選考を行う。

(2) 希望する団体についてはプレゼンテーション形式による選考も可能とする。その際は目に見える資料を必ず用意すること。(PowerPoint、配布資料等)

第8条 評価基準は別途定めるスコアシートに準ずる。

第9条 選考員の構成は以下の通りとする。

- (1) 学生会長
- (2) 学生会副会長
- (3) 学生会各局長
- (4) 学生主事
- (5) 学生会担当教員

第10条 全団体の選考終了後、選考員のスコアシートを回収して合計点を算出し、合計点の高い順に各団体の順位を決定する。ただし、全選考員のいずれかの選考項目の平均点が4点以下である団体には順位をつけない。

第11条 選考終了後、スコアシートは団体に開示する。開示するものの署名欄には黒塗りを行い、原本は学生会室にて保管する。

(予算配分について)

第12条 予算の配分は合計点の高い団体順に行い、その年度の部活動特別予算額を超過する直前の団体まで配分する。

第13条 余剰分の部活動特別予算額は原則としてその年度の予備費に組み込むものとする。

第14条 申請額を一部しか配分できない団体には原則配分を行わないが、予備費と併用して申請額の不足分を補填可能であれば配分を行う場合がある。

第15条 学生会は、部活動特別費として原則60万円以上の予算を設ける。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、本校学生会中央委員会と本校学生支援委員会の承認を経て行われるものとする。

附 則

この規約は 2021 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は 2022 年 11 月 1 日より施行する。